

学生の新型コロナウイルス感染対策の遵守事項

1. 学内生活での遵守事項を下に記す。
 - 1) 飲食時以外は常時不織布マスクを着用すること。
 - 2) 飲食時には会話を自粛すること。
 - 3) 新型コロナウイルス感染あるいは疑いがある場合登校せず、学校の指示に従うこと。
 - 4) 入校時、検温（玄関の自動検温装置使用）、手指消毒を行うこと。
 - 5) 校内の換気については、適宜行うこと。
 - 6) 実習科目について、使用した器具の消毒は担当教員の指示に従うこと。
 - 7) グループ学習は、相手との距離を配慮すること（1m程度）。
 - 8) 密集、密接を避けること。

2. 学外生活での遵守事項を下に記す。
 - 1) アルバイトについては、感染対策を十分行っただうえ実施すること。また、接待を伴うような感染のリスクが高い業種を避けること。
 - 2) 同居の家族以外との会食は可能な限り控える。
 - 3) 十分な健康管理をすること。

3. 新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者について。
 - 1) 感染者、濃厚接触者（家族の感染）となった場合、速やかに学校に報告すること。
 - 2) 自宅待機期間については、感染者は、発症日から7日間、濃厚接触者は、5日間とする。
また、感染者の待機期間については、公欠とする。復学後、直ちに所定の手続きを行うこと。
（手続きが無い場合、公欠とはみなさない）

上記対策は、2022年10月11日から実施するものとする。